

参加費
無料

ぷらっと カフェ15



地域の課題を
地域で解決したい

自分らしい
働き方がしたい！

現在の活動を
今後も続けたい

協同労働って
なんだろう？

協同労働

ワークショップ

労働者協働組合について知ってみよう

自分に合った働き方で
いきがいを見つけよう！

新しい法人格
労働者協働組合を知ろう！

労働協働組合の方と一緒に
活用可能性を考えよう！

日時

3月15日

13:30~15:30

定員

30名

場所

亀山市市民協働センターみらい（亀山市東町一丁目8番7号）

講師

OretachinoCamp労働者協同組合連合会
樋口さん

特定労働者協同組合コモンウェーブ
山浦さん

全国第1号の労協法人の発起人として、株式会社とNPO法人の法人格を使い分けながら、地域の荒廃山林の整備とキャンプ場経営を行う。

フリースクールや放課後等デイサービス、中高生の居場所づくりなど、さまざまな子ども・子育て支援事業に取り組む。

申込

右記の二次元コードを
読み込みフォームを入力



申込はコチラ

三重県労協活用促進地域連携協議会
厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」受託

事務局

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

TEL : 059-224-2461 Mail : syurou@pref.mie.lg.jp

共 催

亀山市市民文化部 まちづくり協働課市民協働G TEL : 0595-84-5008 Mail : kyodo@city.kameyama.mie.jp

労働者協同組合のつくり方、教えます！

三重県労協活用促進地域連携協議会

労働者協同組合(ろうきょう)とは？

令和4年10月に施行した「労働者協同組合法」により、労働者がお金を出し合い、意見を反映し、自ら働く新しい法人制度として設立が可能になった法人です。

人口減少地域の地域づくりや子育て支援・高齢者介護、シニア世代の生きがいなどが仕事になり、多様な働き方を実現しつつ、地域社会の課題を解決する法人が全国で誕生しています。

相談窓口及びアドバイザー派遣事業



対象者 県内の個人、法人、団体など

実施方法 電話、メール、オンライン、対面等での相談対応、助言・指導を実施します

支援回数 アドバイザー派遣は1者あたり各年度1回を限度とします
(各年度の上限回数に達した場合は受付を停止することがあります)

受付方法 右の二次元コードからお申し込みください

費用 無料 (アドバイザーの交通費等も不要です)



[申し込みはこちらから](#)

例えばこんな方が対象です！

- 「協同労働」(労働者協同組合)の制度や活用事例を聞きたい
- 労働者協同組合の設立に向けた手続きや運営の方法を知りたい

お問い合わせ先

協議会HPは
こちらから



三重県労協活用促進地域連携協議会
(事務局: 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課)
TEL: 059-224-2461 mail: syurou@pref.mie.lg.jp



厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」